

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

金沢市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 金沢市

(1) 現況

本市の農業は、都市近郊型農業であり、平坦地域、砂丘地域、河北潟地域、中山間地域及び市街化地域に大別され、それぞれ地域の特性を活かして、水稻をはじめ、野菜、果樹、花きなど多種多様な農産物が生産されている。

しかし、近年、都市化の進展等により、年々農地は減少し、また、農業従事者の高齢化等により、担い手が不足し、集落機能や農村の持つ公益的機能の低下が懸念される状況にある。

こうした中、本市では農地・農業用施設の保全について組織的、計画的に実施し、農業・農村の多面的機能が適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成を後押ししていく必要がある。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本市では、法第 3 条第 3 項第 1 号及び同項第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、同項第 3 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	金沢市	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業、同項第 2 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在し全てが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

山村振興法に基づき指定された振興山村地域

(旧内川村、旧犀川村及び旧湯涌谷村)

石川県知事の指定による特認地域

別表—1 参照

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ロ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(ハ) 市町村長の判断によるもの

ア 緩傾斜農用地

(a) 緩傾斜農用地が急傾斜農用地と物理的に連担しており、次の条件を全て満たす場合

(i) 連担する急傾斜農用地と同一の集落協定内であること

(ii) 通作、水管理等、連担する急傾斜農用地を維持する上で必要な農用地であること

(iii) 連担する急傾斜農用地と併せて一団の農用地となっていること

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率30%以上、耕作放棄率：田5%以上、畑（草地含む。）10%以上）。

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

(オ) 石川県知事が地域の実態に応じて指定する地域

(2) 対象者

1) 認定農業者に準ずる者として市長が認定する者とは次のとおりである。

ア 年間農業従事日数が年間150日以上 of 基幹的農業従事者を有している経営体

イ 経営規模が一定以上（平坦地域2.0ha、山間地域1.3ha以上）の経営体

(3) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。